

ため池等整備事業（広域農業用水適正管理対策事業）

1. 趣 旨

水資源のひっ迫による新たな水資源開発の困難化に加えて、河川環境への社会的関心の高まり等から、河川の利用者に対しても水資源の有効利用、河川の正常な機能を維持するための流量の確保、河川に設置する施設の治安上の安全対策等について従来以上の配慮が求められている。

このため、国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用管理の適正化、災害の未然防止等を図る観点から事業を実施する。

2. 事業内容

3の(1)及び(2)に該当する農業水利施設の撤去を行う。

3. 採択要件

(1) 国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業完了後の関連事業が完了しない等のため残存しているもの

(2) 農業用水管理又は河川管理上支障を及ぼすおそれのあるもの

4. 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区等

5. 補助率

従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率

6. 平成19年度概算決定額

225,000(156,178)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】